

【医療機関の皆様へ】

### 特定健康診査情報提供事業へのご協力について（依頼）

特定健診情報提供料請求書 (請求書)

情報提供書\_表面

情報提供書\_裏面

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

#### ●医療機関の皆様にご協力いただきたいこと（実施要領より抜粋）

- (1) 情報提供書\_裏面「本人同意欄」に沿って患者の同意を確認ください。(黄枠)
- (2) 特定健診受診券整理番号など患者の情報を記入ください。(緑枠)
- (3) 情報提供書裏面「質問票」に沿って、問診をお願いいたします。(青枠)
- (4) 情報提供書表面に通常の診療で保有している検査値（診療情報）を記入ください。(赤枠)
- (5) 保有していない検査値（身長、体重、BMI、腹囲など）がありましたら、計測をお願いいたします。(赤枠)
- (6) 検査値より「医師の診断（異常なし～要検査）」を記入いただき、併せて医療機関コードや医療機関名称などを記入ください。(橙枠)
- (7) 医師の総合判断日を記入ください。(茶枠)
- (8) 各項目の記入漏れがないことを確認後、請求書を国保連合会ホームページから印刷し、必要事項をご記入の上、請求書と情報提供書を国保連合会へ提出ください。(紫枠)
- (9) 国保連合会から届く「支払額通知書」等を確認し、情報提供料等を確認ください。

#### ●留意事項（実施要領より抜粋）

- (1) 患者が「情報提供書」を持参しなかった場合、お手数ですが国保連合会ホームページから「情報提供書」等を印刷お願いいたします。
- (2) 不足している検査を行なった場合であっても、原則本事業の費用（及び診療報酬）として追加の費用請求はできません。※例外の検査（HbA1c、腎機能検査）あり
- (3) ご記入が不自由な患者の場合、代筆をお願いいたします。

## 1 事業目的

本事業は、特定健診未受診者の診療情報から特定健診を受診したこととみなし、特定健診の受診者として管理することを目的とします。

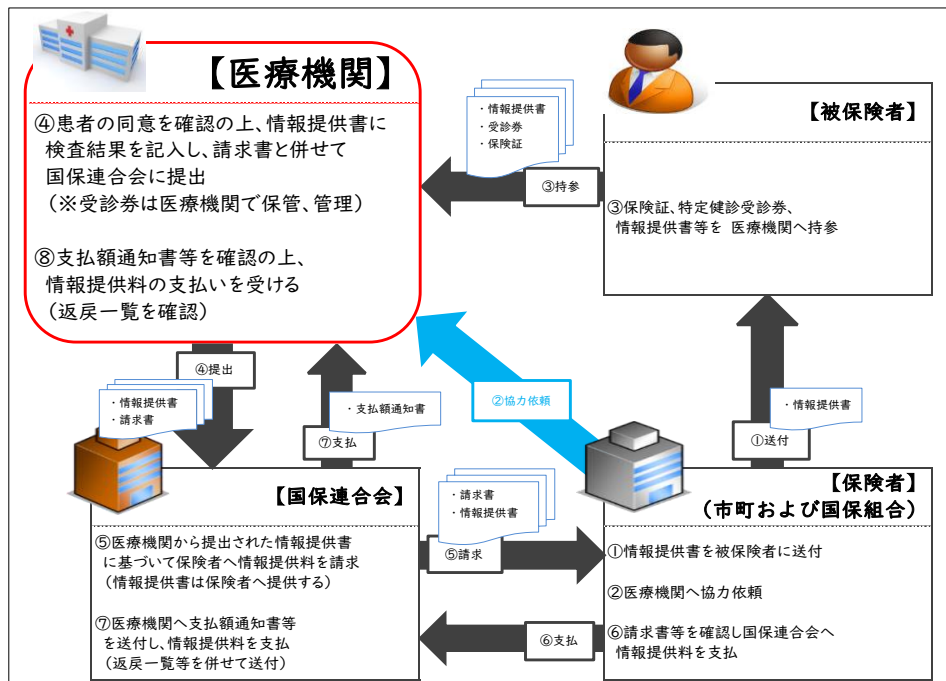
なお、特定健診の受診を妨げるものではなく、未受診者への特定健診受診の推奨にもかかわらず、やむを得ず特定健診が受診されない場合に実施するものです。

特定健診を受けない理由として「定期的に通院しているから」「時間がないから」等があります。そのような方にも特定健診を受診頂きたいのですが、かかりつけ医が保有する診療情報が特定健診の項目に該当する場合、その情報をもって特定健診を受診したこととみなすことができます。

特定健診の受診者とみなすことにより、マイナポータル上で患者個人が経年の健診結果を閲覧できるため、身体に起きている変化を理解することも可能となります。

国保連合会では、国保に加入している患者の診療情報を医療機関から提供いただき、特定健診とみなす事業（以下、情報提供事業）を平成27年12月より実施しております。

## 2 事業概要図



\*国保連合会ホームページに掲載の実施要領に沿って実施しております。

## 3 情報提供料等

診療情報を提出した場合、委託料として情報提供料等が国保保険者から国保連合会を通して医療機関へ支払われます。

項目		単価（消費税及び地方消費税を含む）
情報提供料		2,750 円
追加検査	HbA1c	550 円
	腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸）	220 円

\*情報提供事業に関する患者の費用負担はありません。

### 【問い合わせ先】

長崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課企画広報・健診班 TEL：095-826-7301

（情報提供事業に関する詳細は右記QRコードよりご確認ください）

